

兵庫県公報

平成26年6月6日 金曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
災害救助に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則（災害対策課）.....	1

公布された法令のあらまし

- 災害救助に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則（規則第23号）
避難所の供与その他の被災者に対する救助の程度等を改めることとした。

規 則

災害救助に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年6月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第23号

災害救助に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則

災害救助に関する手続等を定める規則（昭和38年兵庫県規則第58号）の一部を次のように改正する。

別表第1 避難所の供与の項1中「を収容する」を「に供与する」に改め、同項2中「300円」を「310円」に改め、同項3中「を収容する」を「に供与する」に改め、同表応急仮設住宅の供与の項1中「を収容する」を「に供与する」に改め、同項2中「2,401,000円」を「2,530,000円」に改め、同項4中「ものを数人以上収容し」を「複数のものに供与し」に改め、同項5中「に収容する」を「を供与する」に改め、同表炊き出しその他による食品の給与の項1中「収容された」を「避難している」に改め、同項2中「1,010円」を「1,040円」に改め、同表被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の項3(1)の表夏季の項及び冬季の項を次のように改める。

夏 季	円 17,800	円 22,900	円 33,700	円 40,400	円 51,200	51,200円に世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに7,500円を加算した額
冬 季	円 29,400	円 38,100	円 53,100	円 62,100	円 78,100	78,100円に世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに10,700円を加算した額

別表第1 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の項3(2)の表夏季の項及び冬季の項を次のように改める。

夏 季	円 5,800	円 7,800	円 11,700	円 14,200	円 18,000	18,000円に世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに2,500円を加算した額
冬 季	円 9,400	円 12,300	円 17,400	円 20,600	円 26,100	26,100円に世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに3,400円を加算した額

別表第1 被災した住宅の応急修理の項2中「520,000円」を「547,000円」に改め、同表埋葬の項3中「201,000円」を「206,000円」に、「160,800円」を「164,800円」に改め、同表死体の処理の項3(1)中「3,300円」を「3,400円」に改め、同項3(2)中「5,000円」を「5,200円」に改める。

別表第3 避難所の供与の項及び様式第23号中「避難所設置及び収容状況」を「避難所設置及び供与状況」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の災害救助に関する手続等を定める規則別表第1の規定は、平成26年4月1日以降に発生した災害について適用し、同日前に発生した災害については、なお従前の例による。